

最近の金融行政の動向について

平成25年9月9日

金融庁総務企画局企画課

＜「日本再興戦略」における金融庁関連の施策＞

日本産業再興プラン 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進）

- I. 資金調達の多様化(クラウド・ファンディング等) P. 2～3
- II. 個人保証制度の見直し P. 4～5
- III. コーポレートガバナンスの強化 P. 6

日本産業再興プラン 立地競争力の更なる強化

- IV. 金融・資本市場の活性化策の検討 P. 7

国際展開戦略 海外市場獲得のための戦略的取組

- V. アジアの金融インフラ整備支援 P. 8～9

I. 資金調達が多様化(クラウド・ファンディング等)

[新規・成長企業へのリスクマネー供給策、新規上場の推進策、上場企業の資金調達の円滑化等についての検討]

○日本再興戦略(25年6月14日閣議決定)(抄)

技術やアイデアを事業化する段階でのリスクマネーの供給を強化するとともに地域のリソースを活用するための方策の一つとして、クラウド・ファンディング等を通じた資金調達の枠組みについて検討する。市場関係者等のニーズや投資者保護に配慮しつつ、制度改革が必要な事項について、金融審議会での検討を行い、本年中に結論を得る。

○規制改革実施計画(25年6月14日閣議決定)(抄)

我が国の閉塞感を打ち破る起爆剤として、起業や新規ビジネスの創出を促すため、事業者が技術やアイデアを事業化する段階において必要とされるリスクマネーの供給を促進する(後略)。

I. 資金調達の多様化(クラウド・ファンディング等)

○足許の検討状況

- 金融審にワーキング・グループ(座長:神田委員)を設置し、
 - ・新規・成長企業へのリスクマネー供給策
 - ・新規上場(IPO)の推進策
 - ・上場企業の資金調達の円滑化等について検討中。
- これまでに3回の会合(第1回:6月26日、第2回:7月19日、第3回:7月30日)を開催し、リスクマネーの出し手・受け手の会社、日証協、地方銀行、クラウド・ファンディングの運営会社等から、ヒアリングを実施。
- 同ワーキング・グループでは、今後さらに検討を進め、本年中を目途に取りまとめを行う予定(次回は9月10日に開催)。

Ⅱ. 個人保証制度の見直し

[個人保証制度の見直しに関する検討]

○中小企業における個人保証等の在り方研究会

- 中小企業の経営者による個人保証については、思い切った事業展開や早期事業再生を阻害する要因となっている等、様々な問題が存在。
- 本年1月9日、中小企業庁と金融庁が共同で研究会を設置し、全6回の会合を開催。個人保証契約時・履行時等の課題に対する政策的出口の方向性について検討し、5月2日に報告書を取りまとめ、公表。

○日本再興戦略(抄)

経営者本人による保証について、法人の事業資産と経営者個人の資産が明確に分離されている場合等、一定の条件を満たす場合には、保証を求めないことや、履行時において一定の資産が残るなど早期事業再生着手のインセンティブを与えること等のガイドラインを、本年のできるだけ早期に策定する。

○足許の検討状況

- 「経営者保証に関するガイドライン研究会」(事務局は日本商工会議所及び全国銀行協会)が設置され、8月7日に第1回会合が開催された。
- 同研究会において、「保証人の負担軽減」と「中小企業の円滑な資金調達の確保」のバランスに十分留意しつつ検討を進め、本年のできるだけ早期にガイドラインを策定・公表する予定。

1. 個人保証(経営者本人保証)の現状

- 経営者本人保証は、以下のような中小企業の経営実態に対応した機能を発揮
 - ・法人個人の一体性 ⇒ 経営者の規律付け
 - ・財務基盤の脆弱性 ⇒ 企業の信用力の補完
 - ・情報の非対称性 ⇒ 情報不足等に伴う債権保全
- 個人保証は資金調達の手続きの円滑化、コスト低減に寄与し、融資慣行として定着



2. 個人保証(経営者本人保証)の弊害

- 借り手の情報開示、貸し手の事業目利き等の機能を発揮していく意欲を阻害
- 個人保証の融資慣行化、貸し手の説明不足、過大な保証債務が、貸し手・借り手間の信頼関係構築の意欲を阻害
- 個人保証履行時等における課題(経営者の原則交代、保証債務の残存等)が、中小企業の事業取組み意欲を阻害



3. 政策的出口の方向性

(1) 契約時の課題への対応

- ABL等の個人保証の代替手法の充実を図るとともに、法人と個人の資産分離が図られている等の中小企業に対しては、個人保証を求めない可能性を検討する等、個人保証に依存しない融資を促進
- 保証契約を締結する場合においても、貸し手による丁寧かつ柔軟な対応を促進(契約時の丁寧な説明、適切な保証金額の設定、保証契約見直しの申入れへの対応等)

(2) 個人保証履行時等における課題への対応

- 私的整理局面において、帰責性等を勘案して、一定の経済合理性が認められる場合は、経営者の存続を許容
- 保証履行後に経営者の手元に残る資産の範囲について、帰責性等を勘案し、一定の経済合理性が認められる場合は、早期再生着手へのインセンティブ(一定期間の生活費相当額、華美でない自宅を残すなど)を付与する仕組みの検討
- 保証人の表明保証(注)を条件として保証履行後の残存保証債務を免除し、法人債務との一体処理を図る仕組みの検討
(注)事実関係が真実かつ正確であることを表明し、相手方に対して保証すること



上記の方向性を具体化したガイドラインが関係者により策定されることが適当

Ⅲ. コーポレートガバナンスの強化

[日本版ステewardシップ・コード策定に向けた検討]

○日本再興戦略(抄)

企業の持続的な成長を促す観点から、幅広い範囲の機関投資家が企業との建設的な対話を行い、適切に受託者責任を果たすための原則(※)について、我が国の市場経済システムに関する経済財政諮問会議の議論も踏まえながら検討を進め、年内に取りまとめる。

※「日本版ステewardシップ・コード」を指す。

○足許の検討状況

- 「日本版ステewardシップ・コードに関する有識者検討会」を立ち上げ、8月6日に第1回会合を開催。
- 今後、同検討会において、年内の取りまとめに向け、具体的検討を進めていく予定。

IV. 金融・資本市場の活性化策の検討

〔金融・資本市場活性化ワーキング・グループ〕における市場活性化策の検討

○日本再興戦略(抄)

アジアの成長も取り込みつつ、証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を図ること等により、アジア No. 1 の金融・資本市場の構築を目指す。

(中略)

我が国金融・資本市場の国際競争力を強化するため、金融庁、財務省、民間有識者による金融・資本市場活性化ワーキング・グループを設置し、金融特区のフィージビリティも含めた市場活性化策を検討し、本年中に概要を固める。

○足許の検討状況

- 現在、金融機関や事業会社等から、ヒアリングを実施中。
- それを踏まえ、財務省とともに、論点の洗い出しなど、ワーキング・グループの立ち上げに向けて準備を進めているところ。

V. アジアの金融インフラ整備支援

[金融インフラ(法制度や決済システム等)整備の技術支援]

○日本再興戦略(抄)

中堅・中小企業等の海外活動に対する円滑な資金供給の確保等のため、アジア諸国に対し金融インフラ(法制度や決済システム等)整備の技術支援を促進する。

○経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生

(25年6月14日閣議決定)(抄)

海外展開に対する金融面での支援として、特に成長著しいアジア諸国との間で、日系企業の現地通貨建て資金調達支援を含む二国間金融協力、金融インフラ整備の技術支援等を推進する。

V. アジアの金融インフラ整備支援

○アジアでの日本企業の活動に対する制約

- 金融インフラ(法制度や決済システム等)の整備が不十分であり、日本企業の現地通貨による資金調達、決済、投資に多大な支障が生じている。
- こうした金融インフラの整備が不十分な市場環境の下、金融取引・融資に関し現地当局による様々な規制が存在。

○金融インフラ整備支援の基本的な考え方

- アジア諸国に対し、以下の技術協カメニューをパッケージで提供し、金融面での国造りに貢献。
 - (1) 金融行政の運営の手法などに関する知見や情報等の共有
 - (2) 法令制定等のソフト面のインフラ整備
 - (3) 決済システム等のハード面のインフラ整備
- こうした貢献をする中で、各国の成長の妨げとなる規制等の見直しを促進。